

## 成年後見制度利用手続きの流れ

- 1 申立て** 本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立書などの書類を提出します。
- 2 審判手続き** 家庭裁判所は、申立て書類の確認及び本人、申立人に面接するなどして、調査を行います。本人の判断能力について鑑定が必要な場合もあります。
- 3 審判** 家庭裁判所が成年後見人等を決定します。必要に応じ、成年後見人等を監督する監督人を選ぶこともあります。
- 4 告知・通知** 本人、申立人及び成年後見人等に選ばれた人に、審判書が届きます。
- 5 成年後見登記** 法務局に登記されます。戸籍には記載されません。



## 特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター

尾張東部成年後見センターは、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市および東郷町の委託を受けて運営しています。

TEL 0561-75-5008  
FAX 0561-75-5088

- 平日（月～金）の午前9:00～午後5:00まで。
- 土・日・祝日・年末年始はお休みです。

〒470-0136 愛知県日進市竹の山4丁目301番地  
日進市障害者福祉センター内  
<http://owaritoubu-kouken.net>



### 交通のご案内

- くるりんばす／岩崎線「障害者福祉センター」下車 すぐ
- 名鉄バス／藤が丘から星ヶ丘行（岩根経由）又は星ヶ丘から藤が丘行（岩根経由）「椋山学園日進」下車 徒歩1分
- 車／県道瀬戸大府東海線、弁天池南交差点を西へ、弁天池西交差点を北へすぐ、又は県道瀬戸大府東海線、岩崎竹ノ山交差点を西へ、岩崎竹ノ山西交差点を南へすぐ



ゆたかに生きる権利をまもる。

## 尾張東部成年後見センター



お問い合わせ

TEL 0561-75-5008  
FAX 0561-75-5088